



留寿都村高齢者補聴器購入費用助成事業

聴力機能が低下している**65歳以上**の方

令和6年**4月**から

補聴器の購入費用の 一部を助成します！

高齢者の方に積極的に**社会参加**をしていただきたいため、補聴器の購入費用の一部を助成します。

助成の対象者

次のいずれにも該当する方に助成します。助成は、**1人1回限り**となります。

- (1) 留寿都村に住所を有し、現に居住する**満65歳以上**の方
- (2) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく補聴器の支給対象とならない方

助成額

購入費用の**2分の1**に相当する額を助成し、**3万円が上限**となります。助成の対象となる購入費用は、補聴器本体の購入に係る費用のみとなり、**次の費用は助成の対象外**となります。

- ・補聴器の修理、保守、付属品及び送料に係る費用
- ・補聴器に関する医師の意見書、診察及び検査に係る費用
- ・集音器の購入及び修繕に係る費用
- ・その他補聴器の購入に直接関係しない費用

申請方法

所定の申請書に**購入費用の領収書を添付**の上、役場住民福祉課に**申請**してください。

※申請書は役場住民福祉課窓口に設置しています。

※**令和6年4月1日以降**に購入したもので、**購入日から1年が経過していないもの**が助成の対象となります。

お問合せ先：留寿都村役場住民福祉課(電話0136-46-3131)